

7・1 閣議決定 許すな!

首相官邸前へ!

6月30日(月) 18時半~20時
7月1日(火) 17時~18時半

決定案は9条破壊の暴挙 派兵・参戦・武力行使が政府の自由に

7月1日の午後5時半に「臨時閣議」が召集されています。この閣議で、このビラの裏面にある「閣議決定案」を決定しようとしています。戦争に突き進む「閣議決定」を許すな! 安倍政権に渾身の怒りを叩きつけよう! 首相官邸前に押しかけて闘いましょう。

7月1日の午後5時半に「臨時閣議」が召集されています。この閣議で、このビラの裏面にある「閣議決定案」を決定しようとしています。戦争に突き進む「閣議決定」を許すな! 安倍政権に渾身の怒りを叩きつけよう! 首相官邸前に押しかけて闘いましょう。

◇

◇

◇

◇

◇

◇

◇

閣議決定案は、憲法9条破壊の大暴挙です。「9条による武力行使や武器使用を脅かすことがあるから、その時は武力を行使してよい、それは憲法9条下で許容される」などという超デタラメな基準をでっち上げ、そのもとで自衛隊に戦争をさせる法律をつくらうとしていることです。

この「他国への武力攻撃が日本の存立を脅かすことがあるから、その時は武力を行使してよい」というのは、完全に侵略戦争の口実です。決定案の冒頭では「脅威が世界のどの地域に発生しても、わが国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている」とまで言っています。まさに、世界で軍事介入や戦争をやってきたアメリカの論理そのものです。

◇

◇

◇

◇

安倍政権を絶対に打倒しましょう。その決定的な行動の一つが30日、1日の首相官邸前闘争です。そこには非正規労働者の怒り、反原発の怒り、安倍へのあらゆる怒りが集まります。動労水戸の竜田延伸撤回要求第三波ストと連帯して、官邸前につけ、力一杯の声をあげていきましょう。



絶対に負けられない戦いが、そこにはある
Here is the battle of do or die.
2014.6.30(月) 首相官邸前
集团的自衛権行使容認断固反対
6.30 官邸前行動を呼びかけるビラ。この6.30~7.1 官邸前抗議行動は、(呼びかけ) 解釈で憲法9条を壊すな! 実行委員会、戦争をさせない1000人委員会、(賛同) 東京デモクラシーネットワーク、怒りのドラムデモ、東京デモクラシークルー、C.R.A.C. (Counter-Racist Action Collective)、SASPL 特定秘密保護法に反対する学生有志、Civitas Musashino 他で開催されます。

7.1 閣議決定案の全文から重要部分を抜粋したもの

事務局で抜粋しました。ゴシック・下線部分はとくに重要な部分だと思い、強調しました。とにかくとんでもない内容です。

【冒頭部分】

わが国を取り巻く安全保障環境が根本的に変容している。国際連合憲章が理想として掲げたいわゆる正規の「国連軍」は実現のめどが立っていないことに加え、冷戦終結後の四半世紀だけをとおしても、グローバルなパワーバランスの変化、技術革新の急速な進展、大量破壊兵器や

弾道ミサイルの開発・拡散、国際テロなどの脅威により、脅威が世界のどの地域において発生しても、わが国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっている。

【1、武力攻撃に至らない侵害への対処】

離島の周辺地域等において外部から武力攻撃に至らない侵害が発生し、近傍に警察力が存在しない場合や警察機関が直ちに対応できない場合に、手続きを経ている間に被害が拡大するのではないかよう、早期の下令や手続きの迅速化のための方策について具体的に検討する。

【2、国際社会の平和と安定への一層の貢献】

(1) いわゆる後方支援と「武力の行使との一体化」

実施する補給、輸送等のわが国の支援活動については、当該他国の「武力の行使と一体化」するものではないとの認識の下、他国軍隊に対して必要な支援活動を実施できるよう法整備を進める。

(2) 国際的な平和協力活動に伴う武器使用

【3、憲法第9条の下で許容される自衛の措置】

いかなる事態においても国民の命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあることから、いかなる解釈が適切か検討してきた。

PKO等の「武力の行使」を伴わない国際的な平和協力活動における「駆け付け警護」に伴う武器使用および「任務遂行のための武器使用」のほか、領域国の同意に基づく邦人救出等の「武力の行使」を伴わない警察的な活動ができるよう法整備を進める。

さらに、必要最小限度の実力を行使することは、従来の政府見解の基本的な論理に基づく自衛のための措置として、憲法上許容されると考えるべきであると判断するに至った。

攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、これを排除し、わが国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないと

わが国による「武力の行使」が国際法を順守して行われることは当然であるが、国際法上の根拠と憲法解釈は区別して理解する必要がある。憲法上許容される上記の「武力の行使」は、国際法上は、集団的自衛権が根拠となる場合がある。この「武力の行使」には、他国に対する武力攻撃が発生した場合を契機とするものが含まれるが、憲法上は、あくまでもわが国の存立を全うし、国民を守るためのやむを得ない自衛の措置として初めて許容されるものである。

【4、今後の国内法整備の進め方】

これらの活動を自衛隊が実施するに当たっては、国家安全保障会議における審議等に基づき、内閣として決定を行うこととする。こうした手続きを含め、実際の自衛隊による活動の実施には根拠となる国内法が必要となる。あらゆる事態に切れ目のない対応を可能とする法案の作成作業を開始する。準備ができ次第、国会に提出し、ご審議をいただくと。

※全文は、6月28日の東京新聞朝刊や、時事通信のネット上で見ることができます。